

「デリバティブ関連取扱暗号等資産に関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤色部分変更)

改正案	現行
<p>(協会への届出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始することについて、協会が異議（取扱いにあたっての付帯条件の設定、変更を含む。以下同じ。）を述べた場合においては、かかる異議に従うことなく当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始してはならない。なお、協会が異議を述べなかったものの、当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始することについて、協会が付言を設定した場合においては、第一種会員（デリバティブ）は、当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いに当たっては、当該付言に留意するものとする。</p>	<p>(協会への届出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始することについて、協会が異議（取扱いにあたっての付帯条件の設定、変更を含む。以下同じ。）を述べた場合においては、かかる異議に従うことなく当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始してはならない。</p>
<p>(概要説明書の公表等)</p> <p>第6条 第一種会員（デリバティブ）は、新たに暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始する場合には、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、概要説明書の記載事項を公表しなければならない。</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、定期的に又は必要に応じて適時に、概要説明書の記載事項の内容を更新しなければならない。</p> <p>3 第一種会員（デリバティブ）は、概要説明書の記載事項を更新した場合には、更新後の概要説明書の記載事項を協会に提出するとともに、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかにこれを公表しなければならない。</p>	<p>(概要説明書の公表等)</p> <p>第6条 第一種会員（デリバティブ）は、新たに暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始する場合には、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、概要説明書を公表しなければならない。</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、定期的に又は必要に応じて適時に、概要説明書の内容を更新しなければならない。</p> <p>3 第一種会員（デリバティブ）は、概要説明書を更新した場合には、更新後の概要説明書を協会に提出するとともに、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかにこれを公表しなければならない。</p>
<p>(取扱リスクの検証)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>5 第一種会員（デリバティブ）は、協会が、前項に基づくモニタリングの結果、不適切なデリバティブ関連暗号等資産としての取扱いの状況があると判断した暗号資産について、当該暗号資産をデリバティブ関連取扱暗号等資産として取り扱っている第一種会員（デリバティブ）に対し、当該会員が行った審査の妥当性を確認し、当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いにあたっての付帯条件を設定し、あるいは当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの中止又は廃止を要請した場合、かかる妥当性の確認に応じるとともに、設定された付帯条件に従った当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いあるいは要請に従った当該暗号等資産のデリバティブ関連暗号等資産としての取扱いの中止又は廃止に向けた準備を開始するものとする。なお、協会が当該暗号等資産のデリ</p>	<p>(取扱リスクの検証)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>5 第一種会員（デリバティブ）は、協会が、前項に基づくモニタリングの結果、不適切なデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの状況があると判断した暗号資産について、当該暗号資産をデリバティブ関連取扱暗号等資産として取り扱っている第一種会員（デリバティブ）に対し、当該会員が行った審査の妥当性を確認し、当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いにあたっての付帯条件を設定し、あるいは当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの中止又は廃止を要請した場合、かかる妥当性の確認に応じるとともに、設定された付帯条件に従った当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いあるいは要請に従った当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの中止又は廃止に向けた準備を開始するものとする。</p>

バティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いに係る付帯条件の設定又は取扱いの中止若しくは廃止の要請を当該会員に行わなかった場合であっても、当該暗号等資産の取扱いについて、協会が付言を設定した場合においては、第一種会員（デリバティブ）は、当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いに当たっては、当該付言に留意するものとする。

(略)

- 7 協会は、定期的又は必要に応じて、第5条第2項又は本条第5項に基づき設定された付帯条件又は付言の見直しを行うものとし、協会がその原因を解消するに足る事由が確認できたと判断した場合は、当該付帯条件又は付言を取り消すことができる。また、協会は、設定された付帯条件について、付帯条件の設定の基準を満たさず、付言の設定の基準を満たすにとどまると判断した場合は、当該付帯条件を付言として設定することができる。

(略)

新設

(公表)

第12条 協会は、第一種会員（デリバティブ）が新たなデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引として取り扱う場合には、取扱開始日に、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 当該会員が新たに取り扱う暗号資産等関連デリバティブ取引に係るデリバティブ関連取扱暗号等資産の名称
 - (2) 会員が作成した当該デリバティブ関連取扱暗号等資産に係る概要説明書の記載事項に基づき協会が作成した会員がデリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱う暗号等資産ごとの説明書（付帯条件及び付言の設定の有無並びにこれらが設定されかつこれらの公表を決定している場合にはその内容を含む。）
 - (3) 取扱開始日
- 2 協会は、第一種会員（デリバティブ）が更新した概要説明書の記載事項を受領した場合には、速やかに前項第2号の説明書の更新の必要性を判断のうえ、必要と認めた場合には当該説明書を更新のうえ公表する。
 - 3 協会は、第8条第5項に基づき付帯条件若しくは付言を設定した場合、第8条第7項に基づき付帯条件若しくは付言を取り消した場合又は付帯条件を付言として設定した場合、速やかに第1項第2号の説明書を更新のうえ公表する。
 - 4 協会は、第一種会員（デリバティブ）から前条第1項に基づく特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いの一時中止の報告を受けた場合には、中止公表日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いを中止する暗号等資産の名称
 - (2) 取扱中止日時
 - 5 協会は、第一種会員（デリバティブ）から前条第2項に基づく暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いの一時中止に係る再開の届出がなされた場合であって、当該届出に対して協会が異議を行わない場合には、取引再開の公表日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が取扱いを再開する暗号資産等関連デリ

(公表)

第12条 協会は、第一種会員（デリバティブ）が新たなデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引として取り扱う場合には、取扱開始日に、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 当該会員が新たに取り扱う暗号資産等関連デリバティブ取引に係るデリバティブ関連取扱暗号等資産の名称
 - (2) 会員が作成した当該デリバティブ関連取扱暗号等資産に係る概要説明書
 - (3) 取扱開始日
- 2 協会は、第一種会員（デリバティブ）が更新した概要説明書を受領した場合には、速やかにこれを公表する。
 - 3 協会は、第一種会員（デリバティブ）から前条第1項に基づく特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いの一時中止の報告を受けた場合には、中止公表日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いを中止する暗号等資産の名称
 - (2) 取扱中止日時
 - 4 協会は、第一種会員（デリバティブ）から前条第2項に基づく暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いの一時中止に係る再開の届出がなされた場合であって、当該届出に対して協会が異議を行わない場合には、取引再開の公表日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が取扱いを再開する暗号資産等関連デリバティブ取引の対象とするデリバティブ関連取扱暗号等資産の名称
 - (2) 取引再開日時
 - 5 協会は、第一種会員（デリバティブ）から前条第3項に基づく暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いの廃止の報告を受けた場合には、廃業公告日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が取扱いを廃止する暗号資産等関連デリバティブ取引の対象とするデリバティブ関連取扱暗号等資産の名称

<p>バティブ取引の対象とするデリバティブ関連取扱暗号資産の名称</p> <p>(2) 取引再開日時</p> <p>6 協会は、第一種会員（デリバティブ）から前条第3項に基づく暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いの廃止の報告を受けた場合には、廃業公告日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>(1) 当該会員が取扱いを廃止する暗号資産等関連デリバティブ取引の対象とするデリバティブ関連取扱暗号資産の名称</p> <p>(2) 取扱廃止日時</p>	<p>(2) 取扱廃止日時</p>
---	-------------------

「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」に関するガイドライン

新旧対照表

改正案	現行
<p>第5条関係</p> <p>協会事務局では、提出された書類について所定の記載と手続きが満たされていることを点検し、かかる点検を終えた日を届出の受付日として処理します。届出の受付日以降、協会事務局は、提出された書類の内容に矛盾がないこと、合理的な判断に基づき審査報告書の所見が示されていることを主な観点とした確認を行い、個社における新規銘柄の取り扱いにあたって、顧客保護やAML/CFT、関連法令への抵触、自社リスク、その他の懸念や気づき等をどのように捉え対応しているかについても確認します。また、審査に必要な手続きや調査が行われているかについても、審査責任者へのヒアリングなどを通じて確認します。ただし、これらの確認については、等しく一律に行うのではなく、協会があらかじめ行う会員情報の把握と評価結果に基づき取り組みの内容に差を設けて対応することし、それを第4項に定めるグリーンリスト制度及び第5項に定めるCASC制度として制度化しました。これらの制度の具体的内容は別に細則でまとめられ第1種、第2種会員まで公開されます。審査報告書の内容に関し、不明な点等があった場合には、会員に再調査を依頼する場合があります。</p> <p>協会は、これらの確認を経たうえで、届出を行った会員がその銘柄を取り扱うための条件を設定することがあります（これを付帯条件と呼びます）。</p> <p>付帯条件は、協会事前審査の中で確認されたリスクのうち、協会が、以下のいずれかに該当すると判断した事項について設定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顕在化する確度が高い ・確度が低いあるいは未知だが重要な内容 <p>に対して設定されます。</p> <p>会員は、付帯条件が設定された場合、その内容の履行無しに対象の銘柄を取り扱うことはできません。</p> <p>また協会は、その銘柄を取り扱うにあたって留意すべき点がある場合に、リスク喚起としてその内容を、届出を行った会員へ伝えることがあります（これを付言と呼びます）。</p> <p>付言は、協会事前審査の中で確認されたリスクのうち、協会が顕在化する確度が低いあるいは未知と判断した事項へ設定されます。</p> <p>この場合、付言内容の履行方法は会員のリスク管理に委ねられます。</p> <p>なお、当局から事務局に対して点検、確認の状況の報告を求め</p>	<p>第5条関係</p> <p>協会事務局では、提出された書類について所定の記載と手続きが満たされていることを点検し、かかる点検を終えた日を届出の受付日として処理します。届出の受付日以降、協会事務局は、提出された書類の内容に矛盾がないこと、合理的な判断に基づき審査報告書の所見が示されていることを主な観点とした確認を行い、個社における新規銘柄の取り扱いにあたって、顧客保護やAML/CFT、関連法令への抵触、自社リスク、その他の懸念や気づき等をどのように捉え対応しているかについても確認します。また、審査に必要な手続きや調査が行われているかについても、審査責任者へのヒアリングなどを通じて確認します。ただし、これらの確認については、等しく一律に行うのではなく、協会があらかじめ行う会員情報の把握と評価結果に基づき取り組みの内容に差を設けて対応することし、それを第4項に定めるグリーンリスト制度及び第5項に定めるCASC制度として制度化しました。これらの制度の具体的内容は別に細則でまとめられ第1種、第2種会員まで公開されます。審査報告書の内容に関し、不明な点等があった場合には、会員に再調査を依頼する場合があります。</p> <p>なお、当局から事務局に対して点検、確認の状況の報告を求められた場合には、特別な事情の無い限り、これに応じて当局に回答します。</p>

<p>られた場合には、特別な事情の無い限り、これに応じて当局に回答します。</p>	
<p>第6条第1項関係 暗号等資産概要説明書の記載事項の公表時期については、新規にデリバティブ関連取扱暗号等資産として取り扱う暗号等資産の特性や流通状況、顧客の特性等も踏まえ、顧客に対する適切な情報提供の観点から会員において検討することになりますが、遅くとも当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの開始日までに行うものとします。</p> <p>第6条第2項関係 暗号等資産概要説明書の記載事項の作成等、会員間の協力体制については、協会が発信する通知を参照してください。</p>	<p>第6条第1項関係 暗号等資産概要説明書の公表時期については、新規にデリバティブ関連取扱暗号等資産として取り扱う暗号等資産の特性や流通状況、顧客の特性等も踏まえ、顧客に対する適切な情報提供の観点から会員において検討することになりますが、遅くとも当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの開始日までに行うものとします。</p> <p>第6条第2項関係 暗号等資産概要説明書の作成等、会員間の協力体制については、協会が発信する通知を参照してください。</p>
<p>第8条第7項関係 協会は、定期的（原則として年1回）又は必要に応じて、第5条関係記載の付帯条件及び付言の設定基準に照らし、付帯条件又は付言の取消または付帯条件の付言への変更の要否を判断するものとします。</p>	<p>新設</p>
<p>第12条第1項関係 第1項に基づき公表対象とする付帯条件又は付言は、銘柄固有情報に関するものに限られ、会員固有の付帯条件又は付言は公開の対象外です。 なお、銘柄固有情報に関する付帯条件又は付言は原則として全て公開することとしますが、個人情報など公開に適さない情報が含まれると協会が判断した場合には、付帯条件又は付言の内容の公開はせず、非公開である付帯条件又は付言が存在する旨及び非公開の理由を公開するものとします。 また、上記の判断に当たっては、当局に意見照会をする場合があります。</p>	<p>新設</p>

注意事項

「現行列へ記載の条文・ガイドラインは、4月1日から4月15日までに行われました、パブリックコメントの公表時の内容となっております。」